

2025年4月1日
株式会社ネクサスソリューション

当社の労働者派遣事業における情報提供について（お知らせ）

労働者派遣法第23条第5項に基づき、当社の労働者派遣事業に関する以下の事項についてお知らせします。

■対象期間：2023年10月1日～2024年9月30日

1. 派遣労働者の数

1名

2. 派遣先事業所数

1社

3. 労働者派遣の料金（1日8時間あたりの平均）

24,456円・・・①

4. 派遣労働者の賃金（1日8時間あたりの平均）

15,664円・・・②

5. マージン率 $(①-②) \div ① \times 100$

35.9%

マージンに含まれる費用（事業主負担の社会保険料、有給休暇費用、健康診断費用、教育訓練費用、退職金費用、営業活動費、通信費、採用費用、労務管理費用、事務所費、光熱費、営業利益 他）

6. 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているかの有無

- ・労使協定を締結している。
- ・協定の有効期間の終期（2026年3月31日）
- ・協定対象派遣労働者の範囲（プログラマー、SE業務）

7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- ・キャリア・コンサルティングの相談窓口は、「派遣労働者のキャリア・コンサルティングに関する規定」にて明示。
- ・キャリアアップの教育訓練は派遣労働者全員を対象とし、有給・無償で実施する。訓練内容は入職時基礎訓練、階層別訓練、職能別訓練とし、詳細は「教育訓練実施手順書」にて明示。

9. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

- ・社会保険、有給休暇、定期健康診断等